

**学校法人第三静岡学園**

**静岡学園幼稚園**

**重要事項説明書**

在園中は保管いただきますようお願いいたします。

## 目次（契約項目一覧）

1. 施設運営主体	P 2
2. 施設の概要	P 2
3. 施設の目的、運営方針	P 2
4. 開園日・開園時間及び休園日	P 3
5. 施設・設備等の概要	P 4
6. 職員の状況	P 5
7. 提供する教育・保育等の内容	P 5
8. 利用料金	P 6
9. 支払方法	P 7
10. 利用の開始に関する事項	P 7
11. 利用の終了に関する事項	P 7
12. 緊急時の対応	P 9
13. 賠償責任保険の加入	P 9
14. 非常災害時の対策	P 9
15. 虐待の防止のための措置	P 9
16. 要望 苦情等に関する相談窓口	P 9
17. 個人情報の取り扱いについて	P 9

これより、当園との入園に関する契約の締結にあたり、ご確認いただくべき内容を説明いたします。ご不明な点や疑問等がございましたら、遠慮なくご質問ください。

## 1 施設運営者

名称	学校法人 第三静岡学園
代表者氏名	理事長 牧野 秀則
所在地	静岡市駿河区聖一色400番地
電話番号	054-262-0914 / 054-262-0191
法人設立年月日	昭和41年2月14日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

## 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	認定こども園法に基づき、小学校就学前の子供に対する教育ならびに、保育を実施するとともに、保護者に対する子育て支援事業を行う。
運営方針	① 子供の安全発達を保証しより良い教育、保育の環境を創造するよう、努める。 ② 子供の心身の状態と成長に即した教育、保育を行う。 ③ 子供の生命の保持や情緒の安定を図る。 ④ 保護者、地域等に必要とされる支援事業を行う。

## 3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	静岡学園幼稚園
開設年月日	平成29年4月1日
施設の所在地	静岡市駿河区聖一色400 / 静岡市駿河区聖一色416-1
連絡先	電話番号 054-262-0914 FAX 054-263-9384
事業所番号	0800-05-001365 (法人登録番号)
管理者	園長 神谷 和美
利用定員	満3歳児以上の児童【1号】 300人 満3歳児以上の児童【2号】 80人 満1歳児以上3歳児未満の児童【3号】 30人 満1歳児以上の児童【3号】 6人
職員数	64人
嘱託医	ひまわりこどもクリニック 佐藤 恵 TEL 054-297-3700 遠山歯科医院 遠山 孝之 TEL 054-252-5395 南波耳鼻科医院 南波 孝守 TEL 054-264-1078

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

##### (1) 開園日

	区分	開所曜日
開園日	1号・新2号・新3号認定（教育標準時間）	月曜日～金曜日
	2・3号認定（保育標準・短時間）	月曜日～土曜日

##### (2) 利用時間（保育料のみで利用できる基本時間）

	区分	月曜日～金曜日	土曜日
利用時間	1号・新2号・新3号認定 （教育標準時間）	8:00～14:00	
	2・3号認定 （保育標準時間）	7:30～18:30	8:00～16:00
	2・3号認定 （保育短時間）	8:00～16:00	8:00～16:00

##### (3) 一時預かり（1号認定）及び延長保育

	区分	月曜日～金曜日	土曜日
利用時間	1号・新2号・新3号認定 （教育標準時間）	7:30～8:00	
		14:30～18:00	
	2・3号認定 （保育短時間）	7:30～8:00 16:00～18:30	

##### (4) 休園日、教育・保育を提供する日

区分	休園日
1号・新2号・新3号認定	土、日、祝祭日、夏季休業、冬季休業、春季休業、子育てフェア、お泊り保育(年長除く)、表現リズム発表会
2・3号認定	日・祝日・国民の休日・12月29日～1月3日・お泊り保育（年長除く）
教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び国民の祝日は休園とする。 なお、教育標準時間認定（1号認定）については以下についても休園とする。 ・夏季休業 7月21日から8月31日まで ・冬季休業 12月21日から1月7日まで ・春季休業 3月19日から4月8日まで

教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前8時00分から午後2時
	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前7時30分から午前8時00分まで 及び午後4時00分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を実施

## 5 施設・設備等の概要

敷地	面積	5,486.24㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート2階建	
	延床面積	3,037.54㎡	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室3～5歳児	15室	853.23㎡
	保育室0～2歳児	3室	117.8㎡
	遊戯室	2室	362.54㎡
	図書室（絵本の部屋）	1室	39.38㎡
	子育て支援室	2室	102.95㎡
	調理室・検収	2室	44.92㎡
	事務室・職員室	2室	60.75㎡
	保険コーナー	1室	3㎡
	倉庫	1室	7.29㎡
	トイレ	11室	196.66㎡
	更衣室（職員用）	2室	22.37㎡

本園では、「静岡県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡県条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

## 6 職員の状況（令和7年度 現在）

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1名	1名		
副園長	1名	1名		
主幹保育教諭	1名	1名		
保育教諭等	50名	29名	21名	
栄養士	1名	1名		兼務
調理員	2名	2名		兼務
事務職員	4名	2名	2名	
技術職員	4名	2名	2名	
園内科医	1名		1名	
園歯科医	1名		1名	
園耳鼻科医	1名		1名	
園薬剤師	1名		1名	

本園では史上例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

- 教育・保育計画  
歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。
- 毎日の教育・保育の流れ  
一日の教育・保育スケジュールは入園の手引きに記載のとおり。
- 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどにより食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

- 健康診断
  - ① 健康診断  
年2回、嘱託医が検診します。結果については個別に手紙でお知らせします。

② 身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、出席カード／連絡帳に記載します。

③ 視力検査

年長・年中は1学期。年少は3学期。年1回実施します。結果についても個別に手紙でお知らせします。

・ その他

子育て支援事業の実施

・ 年7回 遊びの会

・ 教育カウンセリング（専門家）

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

上記に掲げる保育料のほか、上乗せ徴収及び実費徴収として下記の費用を負担していただきます。

※物価高騰に伴い諸経費等の見直しを行う予定でおります。ご理解の程よろしくお願いたします。

① 上乗せ徴収

費用の種類	納付金	徴収の理由
施設設備費	月額 3,000 円	施設・設備・遊具の整備及び充実のため
教育・保育充実費	月額 2,000 円	絵本代・教育費等のため

② 実費徴収（給食費・スクールバス費は学納金として会計処理）

項目	対象年齢	金額	
行事費	2・3・4・5 歳児	月額	1,500 円
教材費	0・1・2 歳児	年額	1,500 円程度
	3・4・5 歳児	年額	学年に応じて 3,000～9,000 円程度
園服代	2・3・4・5 歳児	入園時	2 歳児：15,000 円程度 3 歳児以上：上記+25,000 円程度
父母の会費	3・4・5 歳児	月額	200 円
給食費	3・4・5 歳児（1号・新2号・新3号）	月額	4,500 円
	3・4・5 歳児（2号）	月額	6,700 円
スクールバス費	3・4・5 歳児利用者のみ	月額	片道 1,700 円／往復 3,000 円

※教材費、園服代については、別途、配布している「入園説明会資料」に詳細を記載しております。

(3) 一時預かり、延長保育料

対象	時間	料 金
教育標準時間認定	午前 7 時 30 分から午前 8 時 00 分まで	日額 100 円
	午後 2 時 30 分から午後 6 時 00 分まで	日額 500 円
	長期休業中	以下(4)を参照
保育短時間認定	午前 7 時 30 分から午前 8 時 00 分まで	日額 100 円
	午後 4 時 00 分から午後 6 時 30 分まで	日額 250 円

(4) 1号・新2号・新3号認定（教育標準時間認定）長期休業中ホームクラス ※土曜日はいりません。

・ 1日	8:00~18:00	600円	} おやつ代は含まれています。
・ 延長	18:00~18:30	200円	

(5) 未就園児一時預かり保育（0歳~5歳） 9:00~16:00 （月~金曜日の開園日）

・ 0~2歳児	1日	3,000円	別途給食費	300円
・ 3~5歳児	1日	2,500円	別途給食費	300円

※利用定員の範囲内で空きがある場合に限り、在園児の弟妹を優先して受付を実施いたします。

※行事等がある日は受け入れができません。

## 9 支払方法

- ・ 幼稚園が指定する方法、詳細は別途「入園の手引き」を参照ください。

## 10 利用の開始に関する事項

(1) 利用の開始について

- ・ 当園の利用の開始に際しては、入園申込・選考を経て保護者と当園間で利用契約を締結します。（1号認定）
- ・ 当園は保護者より入園申込があった場合、以下の場合を除いては当該申込を拒絶する事はありません。
  - ①定員に空きがない場合
  - ②定員を上回る利用の申込があった場合
  - ③その他特別の事情がある場合

(2) 選考方法について

- ・ 定員より多数応募があった場合は受付順に抽選により選抜いたします。
- ・ 選考の方法や、その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。ただし、2号・3号認定に関しては、各市町村での利用調整に従い決定され、決定後、保護者間と利用契約を締結することとします。
- ・ 上記①、②に該当する事象が発生していない場合においても、以下のような内容を要因として入園希望に添えない場合がある。
  - ①特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
  - ②入園受入準備費の滞納
  - ③入園手続きにおいて重要事項説明に対する同意をいただけない場合
  - ④当園が必要と考える手続きが期限内に完了しなかった等の事象が発生した場合

## 11 利用の終了に関する事項

- ・ 本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。
  - ① 1号認定（新2号・新3号を含む）の子ども及び2号認定の子どもが小学校に就学したとき。
  - ② 3号認定の子どもの支給認定保護者が子育て支援法・児童福祉法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
  - ③ 園児の保護者が本園の方針に従わないとき。
  - ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 【 諸経費一覧 】

諸経費	1号認定 (新2、新3号を含む)	2号認定	3号認定	備考
入園料	なし	なし	なし	
市が定める保育料 (月額)	無償化	無償化	保護者の市民税額や兄弟の有無等により異なります。	市が定める保育料に教育充実費、給食費、施設設備費等の合計が銀行口座より毎月引き落としとなります。  3号認定は、所得や兄弟の年齢に係わらず、第2子以降は保育料無償化の対象です。
施設設備費 (月額) ※1 ◆施設・設備・園具の整備及び充実	3,000円	3,000円	3,000円	
教育保育充実費 (月額) ※1 ◆絵本代・教材費等	2,000円	2,000円	2,000円	
給食費 (月額) ※1・2	4,500円 月～金曜日の材料費等の必要経費の徴収です。	6,700円	保育料に含まれています。	
行事費 (月額) ※1 ◆園外保育費・入場料・おやつ代	1,500円	1,500円	1,500円 (2歳児のみ)	
スクールバス費 ※1・3	往復 3,000円	往復 3,000円	バスはありません。	保育料と共に引き落とし(利用者のみ)
	片道 1,700円	片道 1,700円		
ホームクラス費 (早・帰 預かり保育) ※3	≪早朝保育≫ 7:30～8:00 日額 100円 ≪通常保育≫ 14:30～18:00 日額 500円 18:00～18:30※4 日額 200円	≪早朝保育≫短時間認定 7:30～8:00 日額 100円 ≪通常保育≫短時間認定 16:00～18:30 日額 250円	≪早朝保育≫短時間認定 7:30～8:00 日額 100円 ≪通常保育≫短時間認定 16:00～18:30 日額 250円	保育料と共に引き落とし(利用者のみ)
	≪長期休暇中保育≫ 8:00～18:00 日額 600円 午前のみ 450円 18:00～18:30※4 日額 200円	≪土曜日希望保育≫ 8:00～16:00  利用料は保育料に含まれています。	≪土曜日希望保育≫ 8:00～16:00  利用料は保育料に含まれています。	
その他	・父母の会費 月額200円			1・新2・新3・2号
	・年長児積立金(アルバム代) 月額900円			1・新2・2号
	・保険料 年額150円			3号

※1 年間の必要経費を12等分していますので、長期休暇中(8・12・3月)も引き落としがあります。

※2 遠足、カレーパーティ等でお弁当・おにぎりの日があります。

※3 利用者のみです。

※4 1号認定のホームクラスは原則18:00までとなります。

## 12 緊急時の対応

- 教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医、又は適切と判断される医療機関へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 13 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本スポーツ振興センター共済	東京海上日動火災
保険の種類	災害共済給付	普通傷害保険・賠償責任保険
保険の内容	治療費給付	見舞金・医療費補填

## 14 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：駿河消防署 届け出日：令和7年6月（直近版） 防災管理者：石谷公人
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

## 15 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 神谷和美
-------------	---------

## 16 要望 苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	園長補佐 杉村清乃	連絡先 054-262-0914
苦情解決責任者	園長 神谷和美	
第三者委員	秋本進一	akimoto.shizu@gmail.com 090-6768-2791
	竹内俊介	takeuti.shizu@gmail.com 090-5115-9248
	萩原幸子	hagiwara160@gmail.com 090-1294-7530
受付方法	文書、電話及び面接等により受付します。	

要望、苦情などの解決処理が園で困難と理事長が判断した場合、苦情処理委員会を（園長または第三者委員会の報告を基に）第三静岡学園要望、苦情処理委員会に関する規約に従い開催します。

## 17 個人情報の取り扱いについて

- 個人情報保護規定により他のお子様の住所、保護者氏名、メールアドレス等は園からお伝えすることは出来ません。
- 園で知り得た情報や個人が特定される可能性のある内容、自分のお子様以外の写真等は SNS などに掲載しないようにしてください。

※17 項目の詳しい内容は次ページを、12～16 項目の詳しい内容は「入園の手引き」をご覧ください。

## 個人の情報及び肖像権について

### 《個人情報について》

静岡学園幼稚園では、幼稚園の教育・保育活動を記録し、教育・保育活動の様子を伝えるために撮影、保存、公開をしています。公開にあたっては個人情報が流出しないよう、ガイドラインを設けて配慮しています。

### ＜個人情報についてのガイドライン＞

- ・教育、保育活動及び地域との情報交流にそぐわない情報はホームページ等に掲載しません。
- ・幼児及び関係者の住所、電話番号、生年月日、家庭状況等はホームページ等に掲載しません。また、園に個人的に聞かれたこともお伝えすることはしません。
- ・教育、保育活動の範囲内での画像に限ります。私的な画像はホームページ等に掲載しません。（プライベート画像は使用しない）
- ・名札など個人名が特定できるものはホームページ等に掲載しません。（絵画などの作品画像に関しても、特定できないようにする）

### ＜肖像権について＞

- ・保護者が画像の公開を望まない場合、園児の画像がホームページ等に掲載されることはありません。「個人情報及び肖像権についての同意書」にて承諾を頂いた方の画像のみホームページ等に掲載します。また、承諾を頂いた方につきましても、掲載画像の削除の申し出があった場合、速やかにその要求に応じます。また、「子どもの顔が小さすぎて分からない」「うちの子どもが全く掲載されない」などのご要望につきましては、園での保育や行事の様子をお伝えし親子のコミュニケーションをとっていただきたい、園児全員を満遍なく掲載することは難しい、という事情がありますのでご理解ください。

### ＜ホームページ等の著作権について＞

- ・静岡学園幼稚園のホームページ、メール、園だより、クラスだよりに掲載されている文章、画像、音声などの著作権は静岡学園幼稚園にあります。（他の著作物を使用している表示があるものは除く）無断での複製や二次利用、二次配布は原則としてできません。ただし、ご家庭において個人で楽しむ範囲に限り、この制約はありません。
- ・それらを「メール等に添付して送る」「CDやDVDにコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNSなどで公開する」などの行為は、個人で楽しむ範囲を超える二次利用、二次配布となり、原則として認められません。

### ＜幼稚園教育・保育活動内における保護者個人による画像等の撮影について＞

- ・幼児の個人情報および肖像権保護の観点から、幼稚園教育、保育活動内における保護者個人による動画および写真の撮影は極力お控えください。誕生会、運動会、発表会等、園が認めたものにつきましては、個人で楽しむ範囲に限り、撮影していただいてもかまいません。他のお子様が映り込む場合もありますので十分注意してください。
- ・幼稚園の建造物、園内の建築物等の撮影は認められません。
- ・撮影されたものを、「メール等に添付して送る」「CD・DVDにコピーして配る」「個人のブログやホームページ、SNSなどで公開する」などの行為は、個人で楽しむ範囲を超えるため原則として認められません。遠足等の園外保育で撮影し、販売しました写真につきましても同様とさせていただきます。